

当初規制措置（義務）は、一定規模以上の建築物の新築・増改築をしようとする場合に限定し所管行政庁への届け出となっていました。2022年4月22日に一部改正する法案が閣議決定され、2025年4月から原則すべての建築物に対する省エネ基準への適合義務化が施行されました。誘導措置（任意）は、全ての建築物の新築・増改築・修繕を計画しようとする場合、その計画の認定（性能向上計画認定）を所管行政庁により受けることができます。

(16) サーキュラーエコノミー（循環型経済）

資源をできるだけ長く使い続け、廃棄物を最小限に抑える経済の仕組みです。従来の「大量生産→消費→廃棄」というリニアエコノミー（直線型経済）に対し、資源の循環利用を重視する持続可能なモデルです。近年では、冷媒ガスであるフロンについても、回収して破壊せずに再生（精製）し、再利用する取り組みが進められており、このような再生フロンの活用もサーキュラーエコノミーの一環といえます。

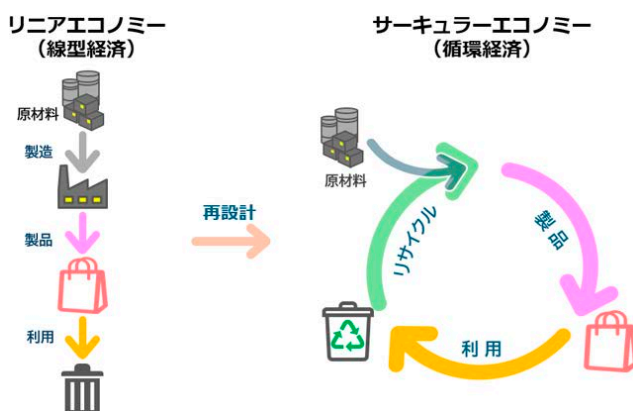


図7 サーキュラーエコノミー（循環型経済）
（独立行政法人_環境再生保全機構HPより引用）

(17) TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

TCFDは気候関連財務情報開示タスクフォースの略称で、企業が気候変動に関するリスクと機会を認識し、それが経営や財務に与える影響を開示することを推奨する国際的な枠組みです。金融安定理事会（FSB）によって設立され、気候関連の財務情報開示を通じて金融市場の安定化を目指しています。

(18) 再生可能エネルギー（Renewable Energy）

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの